

平成 29 年 5 月 24 日
進路支援グループ

日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

神奈川県立綾瀬高等学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、学内に設置する推薦委員会に諮ったうえで、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

1 推薦基準

以下の生徒を選考の対象とする。

(1) 人物について

以下の全てに該当すること

- ①進学の目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある。
- ②校則を遵守し、高校生としてふさわしい学校生活を送っている。
- ③学校行事等において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている。

(2) 健康について

以下のいずれかに該当すること

- ①定期または臨時の健康診断等により、概ね健康であると認められる。
- ②心身に障害や疾病がある場合であっても修学に耐えられると見込まれる。

(3) 家計について

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し（社会的養護を必要とする生徒等の場合は、③に該当すること）、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

- ①市区町村民税所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が 0 円であること）
- ②生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- ③以下の施設等に入所していること（生徒が 18 歳時点で入所していた、又はしていることが見込まれること）

- ・ 児童養護施設（児童福祉法第 41 条に規定する施設）
- ・ 児童心理治療施設（同法 43 条の 2 に規定する施設）
- ・ 児童自立支援施設（同法 44 条に規定する施設）
- ・ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者（同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する事業を行う者）

- ・小規模住宅型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
- ・里親（同法第6条の4に規定する者）

（4）学力及び資質について

以下の①、②のいずれかに該当すること（社会的養護を必要とする生徒等は③に該当すること）

①高等学校における、申込時までの全履修科目の評定平均値が、3.8以上である。

②課外活動（部活動、校外活動を含む）に積極的に参加し、顕著な成果が認められた。

（県代表、関東大会以上の実績を上げていることをめどとする。）

同時に高等学校における、申込時までの全履修科目の評定平均値が、3.5以上である。

③高等学校での成績において、評価平均値 3.5 以上の教科が 1 つ以上ある。

2 選考基準

希望者が定員を超えた場合、

「1 推薦基準 （3）の③」に該当する生徒は、推薦枠に関わらず推薦する。

その他の生徒で希望者が定員を超えた場合、推薦委員会で協議の上決定する